

二〇二五年度 大学院入学試験問題【Ⅱ期】

文学研究科 史学専攻 日本史学専修(博士前期課程)

科目: 論文: 専門科目(日本史学) (辞書使用: 不可)

受験番号() 氏名()

「Ⅰ」日本の政変について、それぞれの時代状況を踏まえながら通史的に述べよ。(解答はこの用紙に記入しなさい)

二〇二五年度 大学院入学試験問題【Ⅱ期】

文学研究科 史学専攻 日本史学専修 (博士前期課程)

科目: 論文: 専門科目(日本史学) (辞書使用: 不可)

受験番号() 氏名()

〔Ⅱ〕 次の(1)～(5)より二問を選び、解答せよ(三問以上選択すると無効)。

(1) 次の古代の史料を読み、設問に答えよ。〔解答はこの用紙に記入しなさい〕

「養老田令」18 王事条

凡因王事。没落外蕃不還。有親属同居者。其身分之地。十年乃追。身還之日。

随便先給。即身死王事者。其地伝子。

〔出典 「養老令」奈良時代〕

問一 右の史料を句点・読点を書き分け漢字仮名交じりの読み下し文にして左に記せ。

問二 右の王事条について、「王事」の意味を明確にしつつ内容を簡潔に説明せよ。

問三 右の「外蕃」について、本条の意義に即しつつ古代においてどのような事例が考えられるか簡潔に説明せよ。

二〇二五年度 大学院入学試験問題【Ⅱ期】

文学研究科 史学専攻 日本史学専修(博士前期課程)

科目: 論文: 専門科目(日本史学) (辞書使用不可)

受験番号() 氏名()

(2) 次の中世の史料を読み、設問に答えよ。解答はこの用紙に記入すること。なお、史料は表記を一部改めたところがある。また、史料中の◇は割注を示す。

この問題は、著作権の関係で掲載できません。

出典: 瀬野精一郎編『増訂鎌倉幕府裁許状集上』(増訂第二刷、吉川弘文館、一九九四年)

問一 傍線部①および②について、それぞれの読み方と意味を簡潔に述べよ。

①

②

問二 波線部について、句読点ごとに区切ってすべて平仮名で書き下せ。

問三 この史料に示される訴訟で勝訴したのは誰か。また、判決理由は何か。簡潔に述べよ。

問四 この史料から読み取れる鎌倉時代末期の幕府訴訟制度の特徴について簡潔に説明せよ。

二〇二五年度 大学院入学試験問題【Ⅱ期】

文学研究科 史学専攻 日本史学専修 (博士前期課程)

科目: 論文: 専門科目(日本史学) (辞書使用: 不可)

受験番号() 氏名()

(3) 次の史料は、天正一一年四月に出された文書である。史料を読み、設問に答えよ。〔解答はこの用紙に記入しなさい〕

この問題は、著作権の関係で掲載できません。

(当本区有文書、『福井県史』資料編六中・近世四、福井県、一九八七年、三七四頁)

問一、傍線部①～⑥を全文ひらがなで書き下せ。(例) 年貢割付 ねんぐわりつけ

①

②

③

④

⑤

⑥

問二、この史料の大意を述べよ。

問三、このような様式の史料の発給手順を述べよ。

問四、戦国期の社会状況を踏まえて、このような様式の史料の特徴を述べよ。

二〇二五年度 大学院入学試験問題【Ⅱ期】

文学研究科 史学専攻 日本史学専修 (博士前期課程)

科目: 論文: 専門科目 (日本史学) (辞書使用: 不可)

受験番号() 氏名()

(4) 左は慶応三年(一八六七)二月九日に発せられた「王政復古の号令」である。史料を読んだ上で、設問に答えよ。「解答はこの用紙に記入しなさい」

この問題は、著作権の関係で掲載できません。

〔以下略〕

〔出典: 『法令全書』〕

問 一 傍線部①にいう「癸丑」に関し、その年に起きた出来事を記せ。

問 二 傍線部②の「先帝」について、天皇の名を記せ。

問 三 傍線部③に関し、「摂関・幕府等廃絶」の歴史的意義を述べよ。

問 四 傍線部④について、守護職と所司代の職にあった人物の姓名を記せ。

守護職

所司代

問 五 「徳川内府」に下された措置を含めて、翌月までの政治的推移を記せ。

二〇二五年度 大学院入学試験問題【Ⅱ期】

文学研究科 史学専攻 日本史学専修 (博士前期課程)

科目: 論文: 専門科目 (日本史学) (辞書使用: 不可)

受験番号 () 氏名 ()

(5) 次の史料を読み、設問に答えよ。〔解答はこの用紙に記入しなさい。〕

この問題は、著作権の関係で掲載できません。

出典: 宮内庁編『昭和天皇実録』第九 (東京書籍、二〇一六年) 一〇九頁。

問一 この史料は、いつの出来事を記録したものか。年を記せ。

問二 空欄アに入る用語を記せ。

問三 空欄イに入る国名を二つカタカナで記せ。

問四 空欄ウに入る国名を二つカタカナで記せ (順不同)。

問五 傍線部は、何と言う会議を指すか。その名称と政治的効果について簡潔に記せ。